

# 令和2年度第5回高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会

## 資料1

- 1 各計画における施設整備
- 2 各計画における2025年度介護保険料基準月額推定値
- 3 各計画期間の保険料決定の経緯
- 4 第8期保険料案算出における法定外繰入

# 1 各計画における施設整備

## 第6期計画

高齢者の増加に伴い、介護サービスのニーズの多様化に対応するため「通所」「宿泊」「訪問」のサービスを複合的に、かつ地域の実情に合わせて利用者のニーズに沿ったサービスを提供することで中重度の要介護者も在宅での生活ができるように支え、施設入所待機者の解消にもつなげる「**小規模多機能型居宅介護サービス**」を各圏域に1施設以上の設置をする。

## 第7期計画

中重度の要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続につながる支援と医療ニーズの高い要介護者に対応するため「通所」「宿泊」「訪問」に加え看護師による「訪問看護」を組み合わせることで**医療と介護を複合的に行うサービス**を提供する「**看護小規模多機能型居宅介護サービス**」を各圏域に1施設を設置する。

定期的な巡回や随時通報への対応など**24時間365日必要なサービス**を看護師などとも連携し、介護と看護の一体的なサービスを提供する「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス**」を市内に1事業所設置する。

## 第8期計画

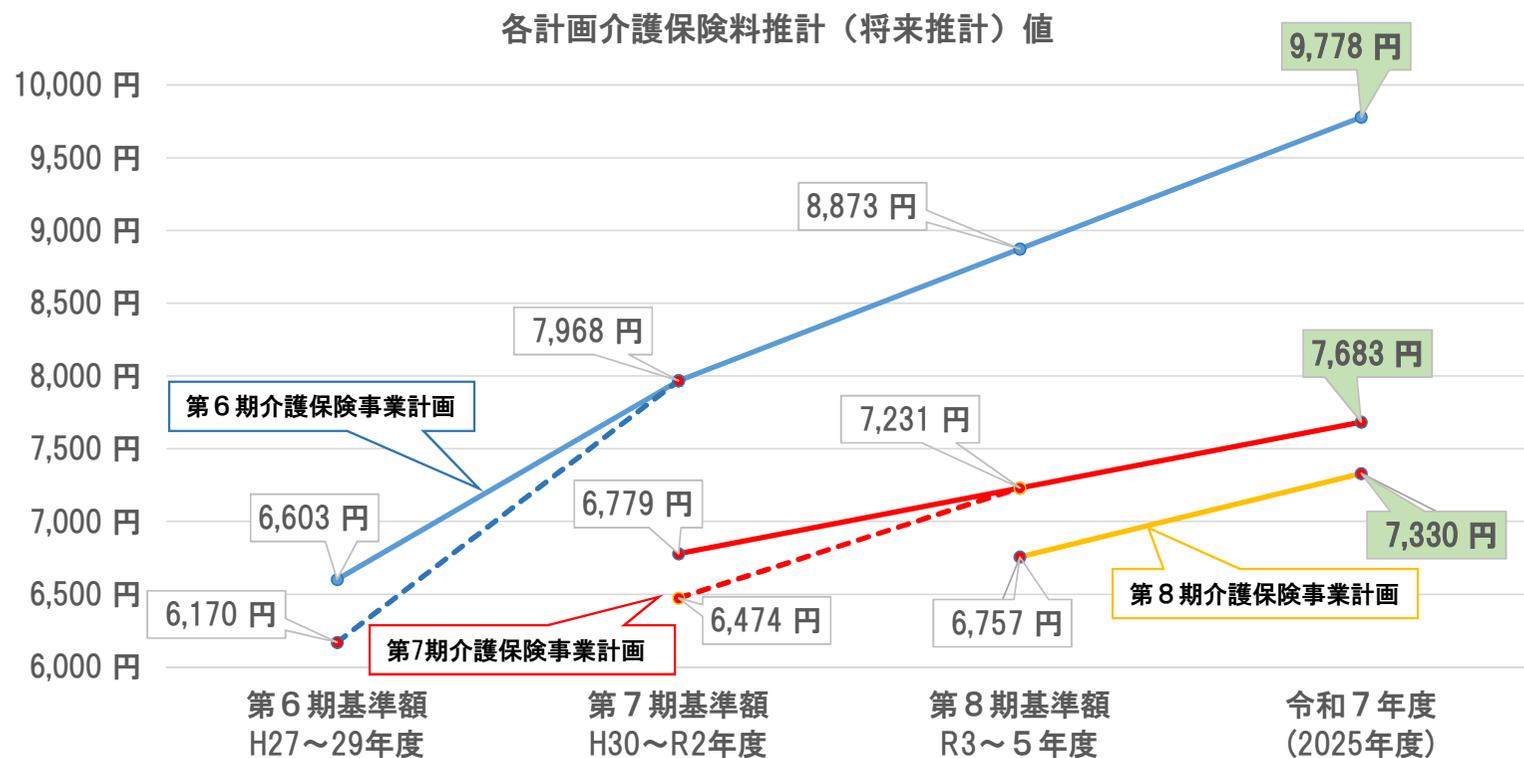
**21年ぶりに介護老人福祉施設を整備する。**

在宅生活での介護老人福祉施設入所待機者の解消を図る。

「**地域密着型介護老人福祉施設**」（ミニ特養）2施設を設置する。

「**看護小規模多機能型居宅介護サービス**」1事業所を設置する。

## 2 各計画における2025年度介護保険料基準月額推定値



第6期計画推計値



9,778円

第8期計画推計値

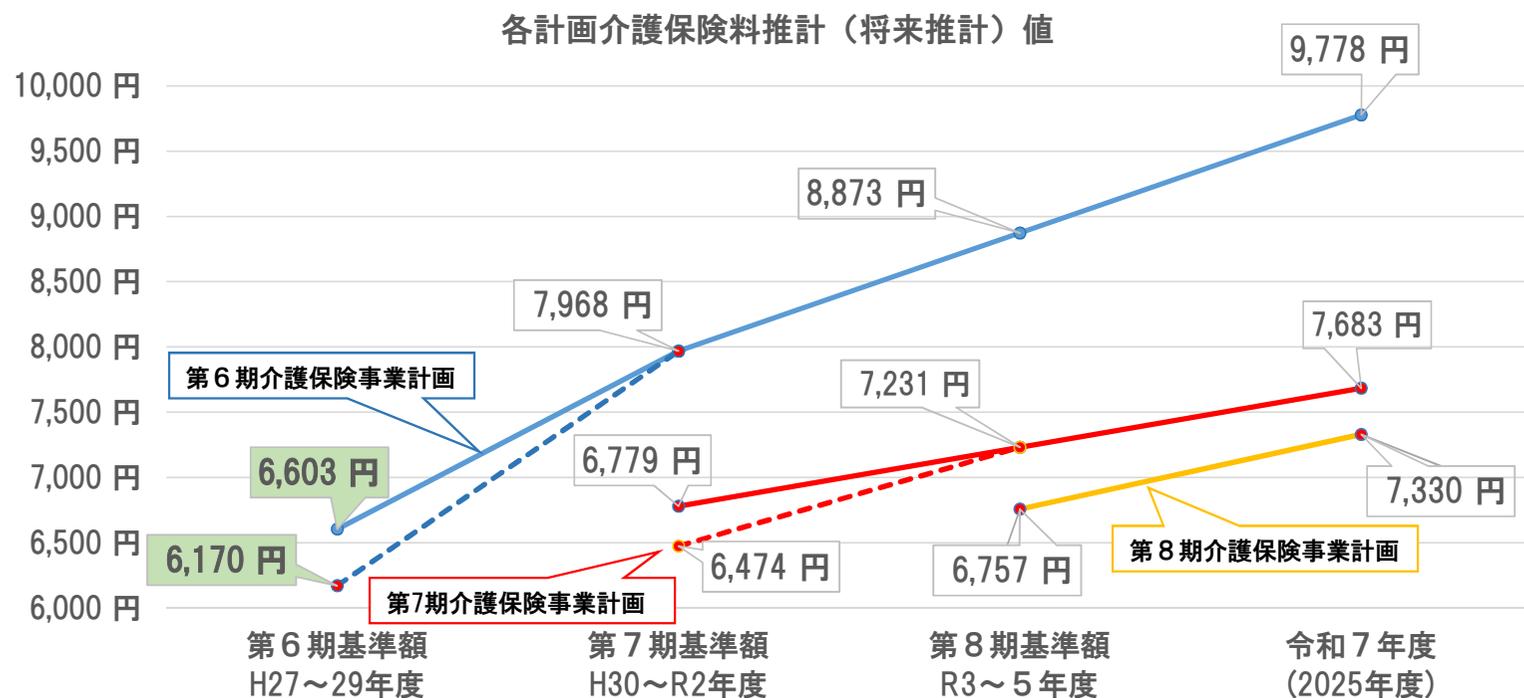


7,330円

約2,400円低く抑えられている。

※第6期計画及び第7期計画における第8期基準額は第7期推定値と第9期推定値の中間値であって給付費等の見込みから算出した数値ではない。

### 3 各計画における保険料決定経緯 (1) 第6期推計値と決定額



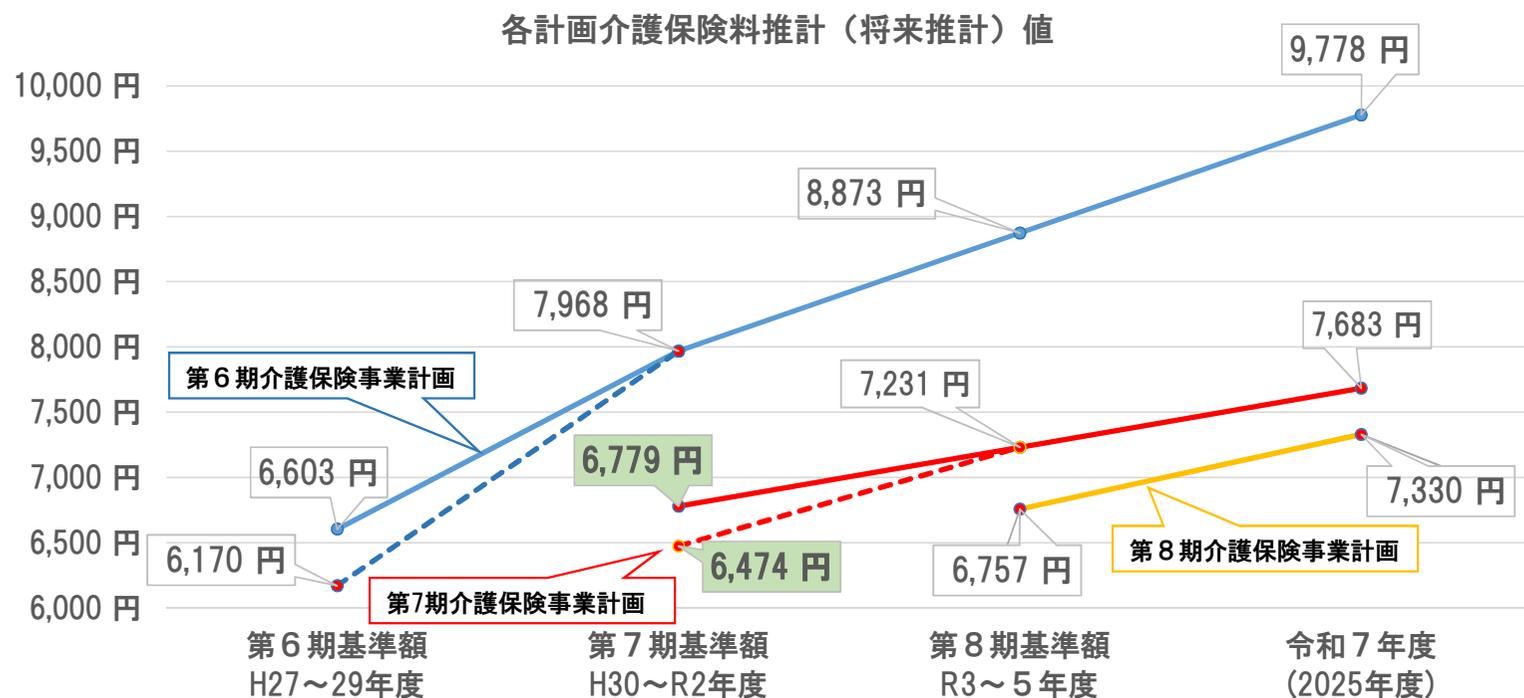
**将来の保険料の急激な上昇を抑える取り組み**

これまで行ってきた施策に加え、自立支援介護への取り組みに向けた事業者支援や家族への支援・啓発、高齢者トレーニング教室の開設、ケアプラン点検の強化等を実施することとした。

当市の**第5期保険料基準額6,170円**が県内最高額（全国13番目）となり**第6期の推計値も6,603円**と高額な推計結果。

緊急避難措置として法定外繰入を前提とすることで**6,170円に据え置き**とした。

### 3 各計画における保険料決定経緯 (2) 第7期推計値と決定額

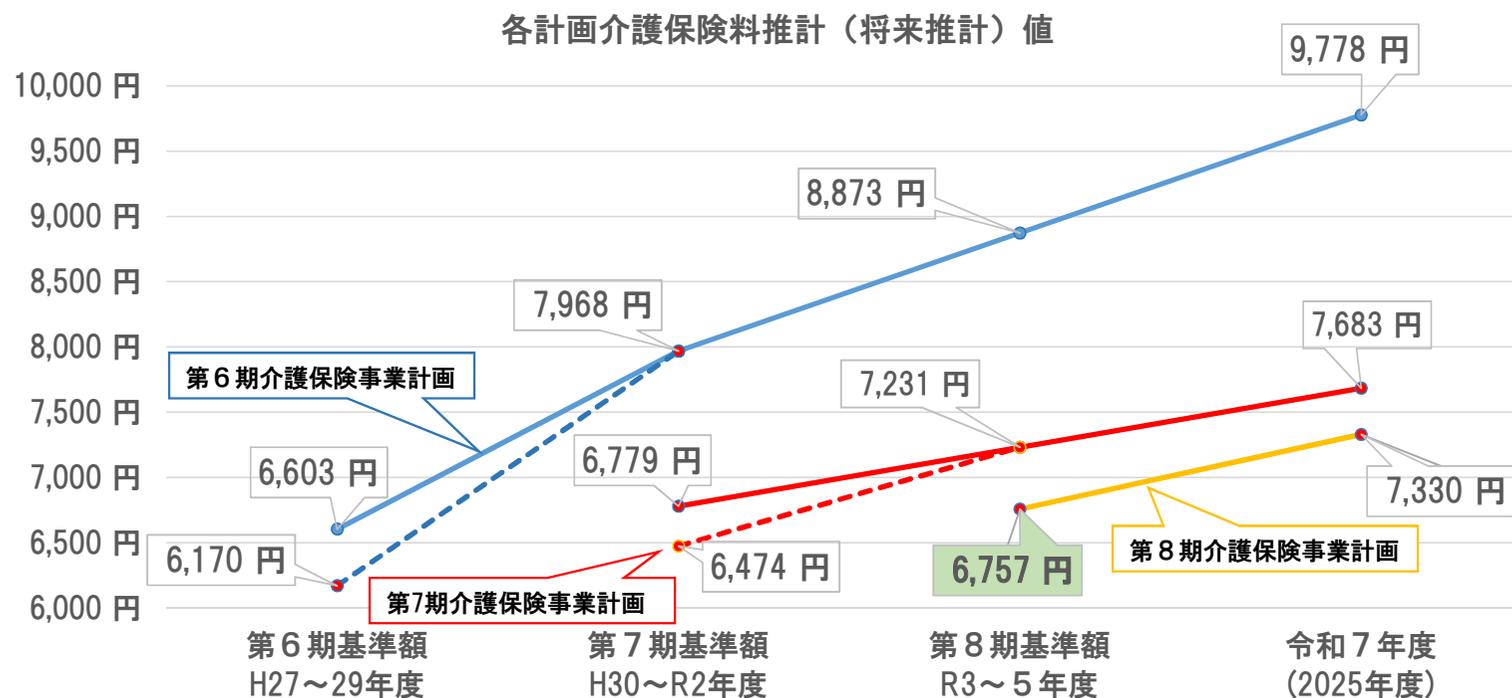


第7期の基準額の推計値は6,779円で第6期の推計値6,603円からは約2.7%の増であったが、第6期決定額6,170円からは約10%の引き上げとなる。約10%という大きな影響を懸念し、法定外繰入を前提に基準額を6,474円とし、引き上げ額を2分の1程度にとどめた。

基準を緩和したサービスとして生活支援サービス、生きがい型デイサービスを実施し介護予防サービスを充実させている。

また、高齢者ふれあい居場所づくり補助金の拡充、新規事業として公民館等で実施する筋力向上トレーニング教室やパワーハ運動教室を実施し介護予防に取り組んだ。

### 3 各計画における保険料決定経緯 (3) 第8期推計値



筋力向上トレーニング教室の会場や回数の増加、高齢者ふれあいの居場所の増加といった**介護予防の施策を継続、拡充**していくとともに、より身近な地域での事業実施や**新たな介護予防の事業実施**に向け、モデル的に**サービスの実施を行い、「互助」の体制の構築**に取り組む。

**第8期の基準額の推計値は6,757円**で第7期の基準額6,474円からは**283円・4.4%の引き上げ**の推計結果となった。  
**第7期の推計値6,779円**からは、**マイナス0.3%、22円の減**となる。

## 4 第8期保険料案算出における法定外繰入

- これまで第6期、第7期と連続で**緊急避難措置的に法定外繰入**を前提とした保険料を設定した。
- **第8期保険料案は法定外繰入を前提としない算定とした。**
  - ① 第8期保険料では、保険料の引き上げ幅を低く抑えることが出来た。
  - ② 次期保険料への影響
  - ③ 制度的理由